特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費 支弁要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)に規定する額に加え、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、よりよい教育・保育を提供することに要する費用(以下「市加算費」という。)を支弁することについて、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱における用語の定義は、子ども・子育て支援法(平成24年法 律第65号。以下「法」という。)の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前の子ど もをいう。
- (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前の子ど もをいう。
- (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前の子ど もをいう。

(支弁の対象)

- 第3条 市加算費の支弁は、本市の区域内に住所を有する者に、教育・保育を 行う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し行うものとする。 (支弁額)
- 第4条 市加算費の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に支弁する市加算費の額は、当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(特定費用の請求等)

第5条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の長は、毎月10日まで に、当月の市加算費の額を確認できる書類を添えて、市長に請求するものと する。 2 月の途中に入所した児童に係る市加算費等は、翌月に請求できることとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

## 1 特定教育・保育施設

村上教目・休月旭叔				
経 獨	貴の区分	対象	支 弁 額	
教育・保	保育士等	保育所	1 次の児童の年齢区分に応じて、	
育単価加	の適正な配	認定こど	それぞれ定める月額に各月初日の	
算	置に係る人	も園	入所児童数を乗じて得た額を合算	
	件費		した額とする。ただし、月の途中	
			に入所する児童がある場合は、日	
			額に入所日数を乗じて得た額を加	
			算するものとする。	
			(1) 0、1歳児 月額19,959円	
			(日額 3号認定子ども 798円)	
			(2) 2歳児 月額 9,212円 (日額	
			3 号認定子ども 368円)	
			(3) 3歳児及び満3歳児 月 額	
			1,996円(日額 1号認定子ど	
			も99円、2号認定子ども79円)	
			(4) 4、5歳児 月額 1,331円	
			(日額 1号認定子ども66円、	
			2 号認定子ども53円)	
			2 前項の規定にかかわらず、当該	
			特定教育・保育施設が告示別表第	
			2の3歳児配置改善加算又は満3	
			歳児対応加配加算の額を適用する	
			ことができる場合には、前項第3	
			号の規定は適用しない。	
保育所等	保育士等	保育所	1 施設当たり月額 359,268円とす	
機能強化	の適正な配	幼保連携	る。	
費加算	置に係る人	型認定こ		
	件費	ども園		
開所時間	1日に11	保育所	児童1人当たりの月額 798円に各	
加算	時間を超え	認定こど	月初日における入所児童数を乗じて	
	て開所する	も園	得た額とする。ただし、月の途中に	

	施設の運営		入所する児童がある場合は、日額
	に係る諸経		(1号認定子ども39円、2号認定子
	費		ども及び3号認定子ども31円)に入
			所日数を乗じて得た額を加算するも
			のとする。
障害児等	障害児の	保育所	児童1人当たりの月額79,837円に
受入加算	受入れに対	幼保連携	2号認定子ども又は3号認定子ども
	応するため	型認定こ	で、かつ、次のいずれかに該当する
	の職員の人	ども園	者の数を乗じて得た額とする。ただ
	件費		し、月の途中に入所する児童がある
			場合は、日額 3,193円に入所日数を
			乗じて得た額を加算するものとする。
			(1) 特別児童扶養手当対象児童
			(2) 身体障害者手帳、療育手帳又
			は精神障害者保健福祉手帳の交
			付を受けている児童(前号に該
			当する者を除く。)
保育士等	保育士等	幼稚園	経験年数7年以上の幼稚園教諭、
処遇改善	の処遇改善	保育所	保育士及び保育教諭の人数から告示
加算	に係る諸経	認定こど	別表第2の加算部分2に掲げる処遇
	費	も園	改善等加算Ⅱの人数Aを減じた人数
			に月額40,000円を乗じて得た額を加
			算するものとする。

## 2 特定地域型保育事業者

開所時間	1月に11	特定地域	児童1人当たりの月額 798円に各
加算	時間を超え	型保育事	月初日における入所児童数を乗じて
	て開所する	業者	得た額とする。ただし、月の途中に
	事業所の運		入所する児童がある場合は、日額31
	営に係る諸		円に入所日数を乗じて得た額を加算
	経費		するものとする。

保育士処	保育士の	特定地域	経験年数7年以上の保育士の人数
遇改善加	処遇改善に	型保育事	から告示別表第3の加算部分2に掲
算	係る諸経費	業者	げる処遇改善等加算Ⅱの人数Aを減
			じた人数に月額40,000円を乗じて得
			た額を加算するものとする。

## 備考

- 2 教育・保育単価加算の支弁額の算出に用いる入所児童の年齢区分 は、各年度の初日における入所児童の満年齢によるものとする。